

三重県中小企業小規模企業振興条例（平成26年4月1日施行）

（前文）

本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。

本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。

昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、人口減少社会が到来し、今後、事業の拡大だけでなく、少子高齢化、地域の過疎化等、人口減少社会における新たな社会的課題の解決への対応が一層求められる。

今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根づく精神をもって、その機動性及び地域性を発揮し、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、さらに海外への進出及び海外の企業との連携など中小企業・小規模企業の特성에応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義）

第2条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次に掲げる事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するもの（次項に規定する小規模企業を除く。）とし、その範囲は、県の施策が次条の基本理念（以下この条及び第4条から第12条までにおいて「基本理念」という。）の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

- （1）資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- （2）資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- （3）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- （4）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）

以下の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、その範囲は、県の施策が基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

3 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、第1項に規定する中小企業及び前項に規定する小規模企業をいう。

4 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会（第15条第2項において「商工会」という。）、同法第55条の2に規定する商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）第6条に規定する商工会議所（第15条第2項において「商工会議所」という。）、中小企業等協同組合法（昭和24年

法律第181号）第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第1条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。

5 この条例において「教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興については、中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興については、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、これを旨としなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第15条第1項及び第20条において同じ。）の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援することを旨としなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興については、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関（県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。）、大企業（中小企業・小規模企業以外の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。）及び県民が連携し、及び協力することを旨としなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

（中小企業・小規模企業の主体的な努力）

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

（市町の役割）

第6条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県、他の市町等と連携し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

（中小企業・小規模企業に関する団体の役割）

第7条 中小企業・小規模企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第8条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（高等教育機関の役割）

第9条 高等教育機関（学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第21条第2項において同じ。）は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第11条 大企業は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携した事業の機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

三重県中小企業小規模企業振興条例（平成26年4月1日施行）

(県民の理解及び協力)

第12条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興)

第13条 県は、ものづくり産業(製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。)に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化(工業製品の付加価値を高めることをいう。)並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化)

第14条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業(伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第2条第1項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。)及び地場産業(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成19年法律第39号)第2条第2項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。)に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業に対する支援)

第15条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。

2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(三重県版経営向上計画の認定等)

第16条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画(以下この条において単に「計画」という。)を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 前項の認定を受けようとする中小企業・小規模企業の概要

(2) 経営の向上に係る事業の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 計画が経営の向上を確実に遂行するに当たり適切なものであること。

(2) 計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。

4 県は、第1項の規定による計画の認定を受けた中小企業・小規模企業(以下この条において「認定中小企業・小規模企業」という。)が計画を着実に実行できるよう、認定中小企業・小規模企業に対して資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。

5 認定中小企業・小規模企業は、第1項の認定を受けた計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 第1項の認定を受けた計画(前項の規定による変更があったときは、当該変更後の計画をいう。以下この条において同じ。)に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従って事業を行っていないとき又は計画に虚偽の記載をして第1項の認定を受けたとき。

(2) 中小企業・小規模企業に該当しなくなったとき。

7 前各項に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

(人材の育成及び確保)

第17条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ(これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上を図られることをいう。)のための取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。(資金供給の円滑化)

第18条 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創業及び第二創業の促進)

第19条 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業(既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この条において同じ。)を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業承継への支援)

第20条 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進)

第21条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流(中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県及び市町が、経済交流を行うことをいう。)の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の提供及び顕彰)

第22条 県は、中小企業・小規模企業が有する魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

(みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等)

第23条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の規定については、経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

三重県雇用経済部への各種お問い合わせ・ご相談はこちらまで

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

新たな事業展開をめざす方へ

ものづくり産業に携わる方へ

世界に通用する基盤技術の開発や新市場開拓につながる技術開発を、補助金、融資などで支援します。
問い合わせ先 ものづくり推進課 販路開拓班 電話 2393

サービス産業に携わる方へ

サービス産業の高付加価値化を促進するため、課題の抽出や解決など知識、スキルの向上を支援します。
問い合わせ先 サービス産業振興課 サービス産業創出班 電話 2227

伝統産業・地場産業に携わる方へ

消費者への新たな価値を提案する商品開発や販路開拓を、デザイナー等とのマッチングなどで支援します。
問い合わせ 地資源活用課 伝統産業・地域資源活用班 電話 2336

経営全般のことでお悩みの方へ

経営、マーケティング、人材、税務など様々な経営課題を解決するため、相談窓口の開設などで支援します。
問い合わせ先 サービス産業振興課 中小企業振興班 電話 2534

人材の育成や確保でお悩みの方へ

人材の育成・確保、女性や障がい者等の就業機会の提供を推進するため、企業の人づくりを支援します。

問い合わせ先 雇用対策課 雇用創出班 電話 2461 人材育成班 電話 2465
障がい者・女性雇用班 電話 2510

資金の調達でお悩みの方へ

経営の安定や新事業展開などに必要な資金需要に応えるため、商工団体や金融機関とともに支援します。
問い合わせ先 サービス産業振興課 金融支援班 電話 2447

創業や事業承継でお悩みの方へ

創業に必要なノウハウやネットワークづくり、事業承継に関する情報提供や窓口相談などを実施します。

問い合わせ先 サービス産業振興課 サービス産業創出班 電話 2227

販路拡大や海外展開をめざす方へ

川下企業との商談会等の開催、ジェットロ等との連携による海外ビジネス環境の情報提供、県内企業の海外展開などで支援します。

問い合わせ先 ものづくり推進課 販路開拓班 電話 2393

問い合わせ先 雇用経済総務課 政策推進・国際展開班 電話 2499

中小企業・小規模企業関係団体、市町へのお問い合わせ・ご相談はこちらまで

三重県産業支援センター

三重県産業支援センターは、新産業の創出及び地域産業の経営革新を支援する事業を行い、地域産業の振興を図るとともに、活力ある地域経済の発展に寄与します。

●公益財団法人 三重県産業支援センター 〒514-0004 津市栄町1丁目891(三重県合同ビル5F)

問い合わせ先 電話 059-228-3326 ホームページ <http://www.miesc.or.jp/>

三重県商工会連合会、各商工会広域連合、各商工会

●三重県商工会連合会事務局 〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル6階
 問い合わせ先 電話 059-225-3161 ホームページ <http://www.mie-shokokai.or.jp/>

●各商工会広域連合、各商工会の問い合わせ先は以下のとおりです。 ※三重県商工会連合会のホームページより

商工会名	郵便番号	所在地	電話
■商工会広域連合			
北勢商工会広域連合	〒511-0492	いなべ市北勢町阿下喜2633 いなべ市役所北勢庁舎内	0594-82-1088
津・伊賀商工会広域連合	〒514-2211	津市芸濃町椋本1845-10 津市商工会 芸濃支所内	059-265-6133
松阪商工会広域連合	〒515-0325	多気郡明和町大字竹川566	0596-52-0133
志摩・度会商工会広域連合	〒517-0501	志摩市阿児町鶴方5012 志摩市商工会内	0599-44-0750
東紀州商工会広域連合	〒519-3205	北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島875-1 紀北町商工会内	0597-47-0576
■北勢ブロック			
桑名三川	〒511-1116	桑名市長島町長島萱町121-3	0594-42-3111
多度支所	〒511-0106	桑名市多度町多度871-11	0594-48-2627
木曾岬町	〒498-0807	桑名郡木曾岬町大字西対海地47-4	0567-68-1183
いなべ市	〒511-0428	いなべ市北勢町阿下喜1991	0594-72-3131
員弁支所	〒511-0202	いなべ市員弁町楚原475-1	0594-74-2283
東員町	〒511-0251	員弁郡東員町山田1600	0594-76-2510
菰野町	〒510-1234	三重郡菰野町大字福村871-1	059-393-1050
楠町	〒510-0104	四日市市楠町南五味塚60	059-397-2046
朝明	〒510-8123	三重郡川越町豊田一色405	059-365-6603
■津・伊賀ブロック			
津北	〒510-0304	津市河芸町上野326-6	059-245-5678
津市	〒515-3133	津市白山町南家城1034-3	059-262-3250
安濃支所	〒514-2302	津市安濃町安濃2300-12	059-268-2909
芸濃支所	〒514-2211	津市芸濃町椋本1845-10	059-265-2304
美里支所	〒514-2113	津市美里町三郷46-3	059-279-2456
一志支所	〒515-2515	津市一志町八太1634-2	059-293-0109
香良洲支所	〒514-0323	津市香良洲町1878-1	059-292-3323
美杉支所	〒515-3421	津市美杉町八知5392-4	059-272-0080
伊賀市	〒519-1412	伊賀市下柘植723-1	0595-45-2210
阿山支所	〒518-1313	伊賀市馬場字大房1128	0595-43-0014
大山田支所	〒518-1422	伊賀市平田950-1	0595-47-0321
島ヶ原支所	〒519-1711	伊賀市島ヶ原4895	0595-59-2010
青山支所	〒518-0226	伊賀市阿保570-1	0595-52-0438
■松阪ブロック			
松阪北部	〒515-2112	松阪市曾原町875-2	0598-56-2039
嬉野支所	〒515-2324	松阪市嬉野町1443-7	0598-42-2524
松阪西部	〒515-1302	松阪市飯南町横野593-1	0598-32-2321
多気町	〒519-2181	多気郡多気町相可1687-8	0598-38-2117
勢和支所	〒519-2215	多気郡多気町朝柄2668-1	0598-49-2290
明和町	〒515-0332	多気郡明和町大字馬之上945	0596-52-5235
大台町	〒519-2404	多気郡大台町佐原1001-4	0598-82-1411
宮川支所	〒519-2505	多気郡大台町江馬316番地 役場宮川総合支所内	0598-76-0154
大紀町	〒519-2802	度会郡大紀町崎2200-1	0598-74-1379
■志摩・度会ブロック			
玉城町	〒519-0415	度会郡玉城町田丸104	0596-58-3211
南伊勢町	〒516-0101	度会郡南伊勢町五ヶ所浦988-78	0599-66-0054
南島支所	〒516-1422	度会郡南伊勢町神前浦41	0596-76-0159
小俣町	〒519-0505	伊勢市小俣町本町3	0596-22-3619
度会町	〒516-2103	度会郡度会町棚橋1436-4	0596-62-1313
志摩市	〒517-0501	志摩市阿児町鶴方5012	0599-44-0700
浜島支所	〒517-0404	志摩市浜島町浜島3040	0599-53-0425
志摩支所	〒517-0703	志摩市志摩町和具594-1	0599-85-1115
磯部支所	〒517-0214	志摩市磯部町迫間1893	0599-55-0230
大王支所	〒517-0603	志摩市大王町波切3243	0599-72-0547
■東紀州ブロック			
紀北町(H26.4からみえ熊野古道)	〒519-3205	北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島875-1	0597-47-0576
海山支所(同上)	〒519-3413	北牟婁郡紀北町海山区引本浦871	0597-32-0519
御浜町(同上)	〒519-5203	南牟婁郡御浜町下市木919-45	05979-2-3220
紀宝町	〒519-5713	南牟婁郡紀宝町成川656	0735-21-6475

三重県商工会議所連合会、各商工会議所

●三重県商工会議所連合会事務局 〒514-0004 津市 栄町1-891三重県合同ビル6階

問い合わせ先 電話 059-227-1666 ホームページ <http://miepfcci.pro.tok2.com/>

●各商工会議所の問い合わせ先は以下のとおりです。 ※三重県商工会議所連合会のホームページより

商工会議所名	郵便番号	所在地	電話
四日市商工会議所	〒510-8501	四日市市諏訪町2番5号	059-352-8191
津商工会議所	〒514-0033	津市丸之内29-14	059-228-9141
伊勢商工会議所	〒516-0037	伊勢市岩淵1-7-17	0596-25-5151
松阪商工会議所	〒515-0014	松阪市若葉町161-2	0598-51-7811
鈴鹿商工会議所	〒513-0802	鈴鹿市飯野寺家町816	059-382-3222
桑名商工会議所	〒511-8577	桑名市桑栄町1番地1	0594-22-5155
上野商工会議所	〒518-0873	伊賀市上野丸之内500	0595-21-0527
亀山商工会議所	〒519-0124	亀山市東御幸町39-8	0595-82-1331
尾鷲商工会議所	〒519-3611	尾鷲市朝日町14-45	0597-22-2611
名張商工会議所	〒518-0729	名張市南町822-2	0595-63-0080
鳥羽商工会議所	〒517-0022	鳥羽市大明東町1番7号	0599-25-2751
熊野商工会議所	〒519-4323	熊野市木本町171	0597-89-3435

三重県中小企業団体中央会

中央会では「中小企業連携で“みえの元気”を育てます」をモットーに、中小企業連携組織及び中小企業の振興・発展をお手伝いしています。(ホームページより)

●三重県中小企業団体中央会事務局 〒514-0004 津市 栄町1-891三重県合同ビル6階

問い合わせ先 電話 059-228-5195 ホームページ <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

三重県信用保証協会

信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された認可法人です。中小企業の皆さまが、事業資金を借り入れるとき、あるいは私募債を発行するとき、信用保証協会が公的な保証人となることで、借入を容易にする役割を持つ機関です。中小企業の育成を金融の側面から支援するこの仕組みを「信用保証制度」といいます。三重県をはじめ各都道府県など、全国であわせて52の信用保証協会があります。三重県信用保証協会は、昭和24年(1949年)に設立され、国および地方公共団体の支援のもとに各金融機関と協調して中小企業を応援しています。(ホームページより)

●三重県信用保証協会 総務部 企画調整課 〒514-0003 津市 桜橋3丁目399番地

問い合わせ先 電話 059-229-6011 ホームページ <http://www.cgc-mie.or.jp/>

県内各市町（商工・観光関係）

県内各市町の商工・観光関係に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

※担当課や電話番号等は、変更がある場合もございますので、各市町へご確認ください。

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電話
桑名市	経済環境部 商工課	〒511-8601	桑名市中央町2丁目37	0594-24-1199
いなべ市	農林商工部 商工観光課	〒511-0293	いなべ市員弁町笠田新田111	0594-46-6309
木曾岬町	産業建設課 産業部門	〒498-8503	桑名郡木曾岬町大字西対海地251	0567-68-6105
東員町	建設部 産業課 産業振興係	〒511-0295	員弁郡東員町大字山田1600	0594-86-2808
四日市市	商工農水部 商業勤労課	〒510-8601	四日市市諏訪町1-5	059-354-8175
菰野町	観光産業課 観光商工推進室	〒510-1292	三重郡菰野町大字潤田1250	059-391-1129
朝日町	産業建設課	〒510-8522	三重郡朝日町大字小向893	059-377-5658
川越町	産業開発課	〒510-8588	三重郡川越町大字豊田一色280	059-366-7120
鈴鹿市	産業振興部 産業政策課	〒513-8701	鈴鹿市神戸1丁目18-18	059-382-9045
亀山市	環境産業部 商工業振興室	〒519-0195	亀山市本丸町577	0595-84-5049
津市	商工観光部 商業振興労政課	〒514-8611	津市西丸之内23-1	059-229-3114
松阪市	商工政策課 商工振興係	〒515-8515	松阪市殿町1340-1	0598-53-4338
多気町	環境商工課 商工観光係	〒519-2181	多気郡多気町相可1600	0598-38-1117
明和町	農水商工課 農林商工係	〒515-0332	多気郡明和町大字馬之上945	0596-52-7118
大台町	産業課	〒519-2404	多気郡大台町佐原750	0598-82-3786
伊勢市	産業観光部 商工労政課	〒516-8601	伊勢市岩渕1丁目7-29	0596-21-5512
鳥羽市	農水商工課 商工労政係	〒517-0011	鳥羽市鳥羽3丁目1-1	0599-25-1230
志摩市	商工観光部 商工課	〒517-0592	志摩市阿児町鶯方3098-22	0599-44-0290
玉城町	産業振興課	〒519-0495	度会郡玉城町田丸114-2	0596-58-8204
度会町	産業振興課	〒516-2195	度会郡度会町棚橋1215-1	0596-62-2416
大紀町	商工観光課	〒519-2703	度会郡大紀町滝原1610-1	0598-86-2243
南伊勢町	観光商工課 商工労働係	〒516-0194	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057	0599-66-1501
伊賀市	産業振興部 商工労働課	〒518-8501	伊賀市上野丸之内116	0595-22-9669
名張市	産業部 商工経済室	〒518-0492	名張市鴻之台1-1	0595-63-7824
尾鷲市	水産商工食のまち課 商工振興係	〒519-3696	尾鷲市中央町10-43	0597-23-8215
紀北町	商工観光課	〒519-3292	北牟婁郡紀北町長島区東長島769-1	0597-46-3115
熊野市	水産・商工振興課 商工業振興係	〒519-4392	熊野市井戸町796	0597-89-4111(代)
御浜町	産業建設課 産業振興係	〒519-5292	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1	05979-3-0517
紀宝町	企画調整課	〒519-5701	南牟婁郡紀宝町鶯殿324	0735-33-0334

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に関するお問い合わせは

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県雇用経済部サービス産業振興課

電話 059-224-2534 FAX 059-224-2078

E-mail shinsan@pref.mie.jp